

(別紙様式1)  
年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者  
住所  
氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

### ウクライナ向け輸出水産食品登録施設登録確認申請書

下記の施設について、「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け食安発第0324003号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20消安第12839号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2373号水産庁長官通知)に基づき、関係書類を添えて登録確認を申請します。なお、登録後に施設の名称及び所在地を公表することを了承します。

#### 記

1. 施設の名称、所在地及び法人番号

(日本語)

(英語)

(法人番号)

2. 施設の種類 (加工施設あるいは保管施設のいずれかを記載すること。)

3. 施設の情報

	該当施設 ※1	登録番号等
食品衛生法に基づく営業許可を有する施設 ※2		
条例等による営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設 ※2		
対中国輸出水産食品に係る登録施設		
対EU輸出水産食品に係る認定又は登録施設		
対米輸出水産食品に係る認定施設		

※1 登録申請施設が該当するものに○をつけること。

※2 許可証等の写しを添付すること。

4. 施設の連絡先 (メールアドレス (ない場合はFAX番号) を記載すること。)

(別紙様式2)  
年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 殿

証明書発行機関  
住所  
氏名

ウクライナ向け輸出水産食品登録施設登録（変更又は廃止）申請書

「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年3月24日付け食安発第0324003号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20消安第12839号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2373号水産庁長官通知）に基づき、関係書類を添えて登録（変更又は廃止）申請します。

記

(登録の場合)

登録確認番号 (Identification No.)	登録施設名 (Name of establishment)	住所 (Address)

(変更の場合)

登録番号 (Establishment No.)	登録施設名 (Name of establishment)	変更箇所 (Part of change)

(廃止の場合)

登録番号 (Establishment No.)	登録施設名 (Name of establishment)	住所 (Address)

(別紙様式3)  
年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者  
住所  
氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ウクライナ向け輸出水産食品登録施設登録事項の変更確認申請書

「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け食安発第0324003号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20消安第12839号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2373号水産庁長官通知)に基づき、下記施設の登録事項の変更について、関係書類を添えて申請します。なお、登録変更後に施設の名称及び所在地を公表することを了承いたします。

記

1. 登録番号
2. 変更事項  
(日本語)  
(英語)

(別紙様式4)  
年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者  
住所  
氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ウクライナ向け輸出水産食品登録施設の廃止確認申請書

「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け食安発第0324003号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20消安第12839号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2373号水産庁長官通知)に基づき、下記施設の登録施設の廃止確認を申請します。

記

1. 登録番号
2. 施設の名称及び所在地

(別紙様式5)  
年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者  
住所  
氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

### ウクライナ向け輸出水産食品証明書発行申請書

「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け食安発第0324003号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20消安第12839号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2373号水産庁長官通知)に基づき、証明書の発行を申請したく、下記輸出水産食品に関し、関係書類を添えて申請します。

### 記

#### 1. 水産食品の詳細

- ①種名(学名)
- ②加工の状態又は種類
- ③製造(冷凍)年月日
- ④包装形態
- ⑤数量
- ⑥ネットウェイト
- ⑦保管及び輸送中に要求される輸送条件

#### 2. 水産食品の起源

登録施設の名前、住所及び登録番号

#### 3. 水産食品の輸出先

- ①輸出元の場所
- ②輸出先の場所
- ③輸送手段
- ④荷主の名前及び住所
- ⑤荷受人の名前及び住所

#### 4. 官能検査実施結果

品質確認者氏名

官能検査実施日

#### 5. 誓約事項

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記の記載事項が正しいこと
- (2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること
- (5) 当該貨物は別添5に掲げる検査を受けた上、輸出されるものであること
- (6) ウクライナ政府が要求する以下の条件を満たすものであること
  - ① 当該貨物が、健康で健全な魚である点、人間の消費にふさわしいものである点、輸出にふさわしいものである点、通常考えられる適切な時間で輸送するとの点で、輸出元国の魚及び水産食品に関連する公的機関により規定された品質及び安全性に関する要求のあらゆる観点に合致すること
  - ② 本証明の対象となる魚及び水産食品が公的に承認された施設を起源とすること
  - ③ 冷凍された魚が、貯蔵中に解凍がなされず、筋肉中の温度が摂氏－18度を上回らず、保存料が含まれておらず、食品中に認められない種あるいは数の微生物及び寄生虫により汚染されておらず（淡水魚の場合は、人的被害のあるタイ肝吸虫、裂頭条虫及びその他寄生虫がないことをいう。）、着色料による処理がなされておらず、イオン化あるいは紫外線処理が行われていないこと。－18度以下の温度で7日間保管した場合は、アニサキス科の線虫（ネマトーダ）が、筋肉中の温度－20度以下で24時間以上の処理により冷凍処理され、不活性化されていること
  - ④ 梱包用資材が初めて使用されるものであり衛生上の要求を満たすものであること
  - ⑤ 輸送手段が製造元の国で承認された規則に従って取扱われかつ準備されたものであること

(申請書の記載に関する注意事項)

1. 記入は日本語、英語併記によること（4を除く。）。
2. 「種名（学名）」については、当該魚の種名を英語で記載し括弧書きで学名を記載すること
3. 「加工の状態又は種類」については、生鮮、冷凍等の水産食品の状態や加工の方法を記載すること
4. 「製造（冷凍）年月日」については、申請品目中で年月日が異なるものが存在する場合、申請書には全て記載すること
5. 「輸送手段」については、船名、便名、コンテナ番号等を記載すること

(別紙様式6)  
年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者  
住所  
氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ウクライナ向け証明書発行申請の取消願

「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け食安発第0324003号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20消安第12839号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2373号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行申請を取り消したく、下記のとおり申請します。

記

1. 水産食品の詳細

- ①種名(学名)
- ②加工の状態又は種類
- ③製造(冷凍)年月日
- ④包装形態
- ⑤数量
- ⑥ネットウェイト
- ⑦保管及び輸送中に要求される輸送条件

2. 水産食品の起源

登録施設の名前、住所及び登録番号

3. 水産食品の輸出先

- ①輸出元の場所
- ②輸出先の場所
- ③輸送手段
- ④荷主の名前及び住所
- ⑤荷受人の名前及び住所

(別紙様式7)

証明書に関する注意事項

1. 用紙は別途指定するものを使用すること
2. 証明書の記載内容について、記載する用語については、基本的に英語記載とすること
3. 「種名 (学名)」については、当該魚の種名を英語で記載し括弧書きで学名を記載すること
4. 「加工の状態又は種類」については、生鮮、冷凍等の水産食品の状態や加工の方法を記載すること
5. 「製造 (冷凍) 年月日」については、年月日が異なるものが相当数存在する場合には、証明書への記載は「○月○日から○月○日まで」でも差し支えない
6. 「輸送手段」については、船名、便名、コンテナ番号等を記載すること
7. 署名と印章は印字の色と異なる色とすること

(別紙様式8)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿  
農林水産省消費・安全局長 殿  
水産庁長官 殿

申請機関名

所在地

代表者

印

ウクライナ向け輸出水産食品証明書発行機関の認定申請書

「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け食安発第0324003号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20消安第12839号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2373号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行機関として認定を受けたく、関係書類を添えて申請します。

(別紙様式9)

生食発第 号  
消安第 号  
水漁第 号  
年 月 日

殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 印

農林水産省消費・安全局長 印

水産庁長官 印

### ウクライナ向け輸出水産食品証明書発行機関の認定書

下記機関を、「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年3月24日付け食安発第0324003号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20消安第12839号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2373号水産庁長官通知）に基づき、証明書発行機関として認定します。

#### 記

1. 機関名、住所及び代表者名
2. 認定番号

(別紙様式10)  
年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生食品安全部長 殿  
農林水産省消費・安全局長 殿  
水産庁長官 殿

機関名  
所在地  
代表者

印

ウクライナ向け輸出水産食品証明書発行機関の認定事項変更申請書

「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年3月24日付け食安発第0324003号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20消安第12839号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2373号水産庁長官通知）に基づき、下記のとおり申請事項について、関係書類を添えて変更を申請します。

記

1. 変更した機関の名称及び所在地
2. 認定番号
3. その他関係書類

(別紙様式 11)  
年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿  
農林水産省消費・安全局長 殿  
水産庁長官 殿

機関名  
所在地  
代表者

印

### ウクライナ向け輸出水産食品証明書発行機関の認定取消申請書

「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年3月24日付け食安発第0324003号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20消安第12839号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2373号水産庁長官通知）に基づき、証明書発行機関として認定の取消を受けたく、下記のとおり申請します。

#### 記

1. 機関の名称及び所在地
2. 認定番号

(別紙様式 12)  
年 月 日

ウクライナ向け輸出水産食品の官能検査等実施記録

登録施設及び登録番号		輸出水産物の品名	
輸出予定年月日		品質確認者氏名	

官能検査確認内容

項目	判定基準	品質確認者署名
外観	鱗とひれにほとんど損傷がなく、鱗が簡単に抜け落ちない状態である。 皮膚表面に寄生虫が付いていない（冷凍、加熱食品及び高度加工品は除く）。	
におい	魚類特有のにおいであり、鮮度低下に伴うアンモニア臭等の異臭がない。	
組織	筋肉が引き締まって弾力があり、内臓もはっきりと識別でき、鮮度が良好である。	
その他	衛生的かつ適切な温度下で官能検査を実施した。	
その他	申請内容と荷口が適合していることを確認した。	

